

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

○ カットした役員報酬を後日一括支給した場合

Q: 第57号の質問に関連して質問します。
1年後に業績が回復した場合、役員報酬を減額前の金額に戻すとともに、既往のカット部分を一括して支給した場合はどうなりますか。

A: 役員の給与については、税法上、定期の給与は報酬、臨時的な給与は賞与と定めていますので、役員報酬の既往のカット分の一括支給部分は臨時的な給与となり、役員賞与として損金算入が認められません。

役員報酬の差額一括支給について役員報酬として認められるのは次の場合だけです。

- ① 定時株主総会で増額することが決議されること
- ② 決議の日の属する事業年度開始以後の分を増額すること

つまり、3月決算であれば、定時株主総会は通常5月に開催されます。この5月に開催された総会の決議が、事業年度開始の4月以降に遡及して適用となれば、4～5月分の支給は6月以降にずれ込みます。そこで2カ月分の差額を一括支給するような場合には 損金算入は認められます。

ご質問の場合では、元に戻した後の役員報酬の額が税務上不相当に高額でなければ、今後の支給額は全額損金算入されます。しかしカット分の一括支給部分は臨時的な給与、つまり役員賞与として取り扱われ損金不算入となります。

